

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第25号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第1項の表1の項中「事務局長」の右に「、総合教育センター副所長」を加え、「、教育相談総合センター所長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長」を「及び教育相談総合センター所長」に、「開建高校開設準備室副室長、美術工芸高校開設準備室副室長、北総合支援学校分校開設準備室長、北総合支援学校分校開設準備室副室長」を「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室副室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室副室長、北総合支援学校中央分校開設準備室長、北総合支援学校中央分校開設準備室副室長」に改め、

「

課長補佐及び担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
------------------------	------

 を削り、同表2

」

の項中「主任子ども支援専門官」の右に「、青少年科学センター展示係長、青少年科学センター天文係長」を加え、同表3の項中「、総合教育センター副所長」を削り、「開建高校開設準備室長、美術工芸高校開設準備室長」を「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長」に改め、同表4の項中「その他の」を「学校事務職員及び主事が属する」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)